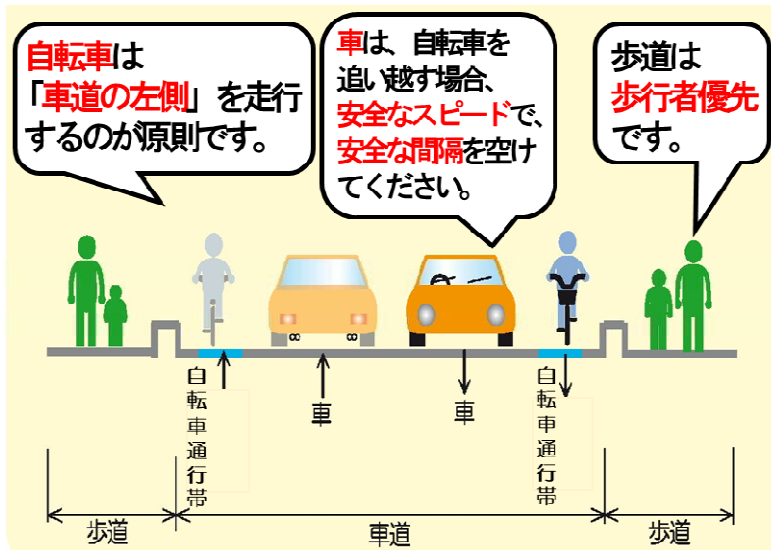


★自転車通行空間を整備した道路の通行ルール



自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

ただし、以下の場合には歩道を通ることができます。

- 「歩道通行可」の標識、標示がある場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の方、車道通行に支障がある身体に障害がある方が運転している場合
- 車道通行が危険な場合

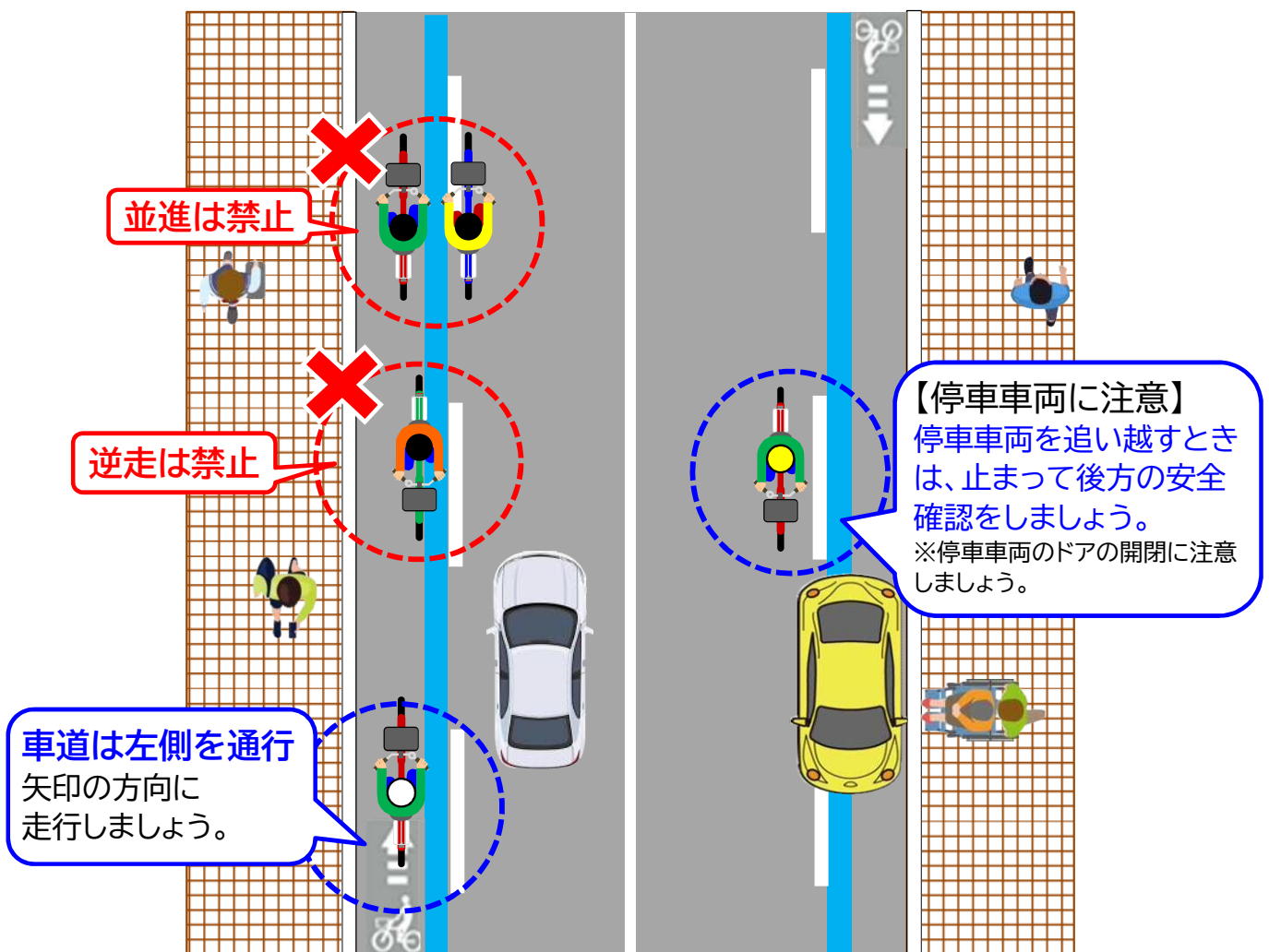
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

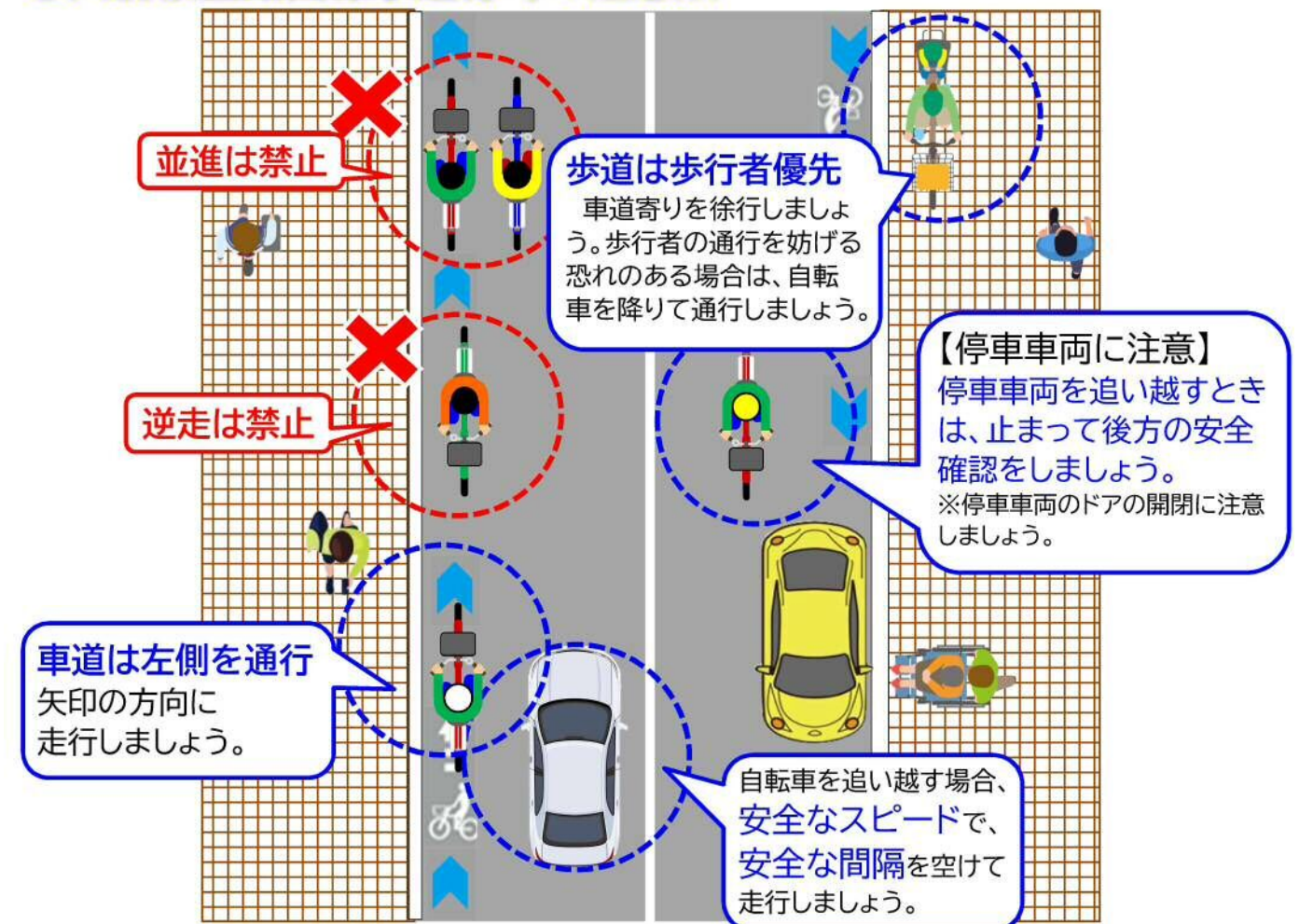
●自転車専用通行帯(自転車レーン)通行時の注意点



●自転車道通行時の注意点



●矢羽根型路面標示通行時の注意点



「自転車専用通行帯(自転車レーン)」と「矢羽根型路面標示」との違いは？

- ・自転車専用通行帯・・・自転車が走らなければならない車両通行帯（道路交通法第20条第2項※1）
- ・矢羽根型路面標示・・・自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の通行を促すもの（法定外路面標示）

※1）車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。